

鳥取県イソスミレ保護管理事業計画

I. 事業の目標

イソスミレは、スミレ科スミレ属の多年生草本植物である。日本固有種で鳥取県が分布の西限にあたり、県東部から中部の海岸において生育が確認されている。比較的安定した砂丘や砂丘地にある海岸性低木や防風林の中に生育する草本で、県内では砂丘地にあるマツ林の林縁・林床に生育している。近年、マツ林の成長により生育地が被陰され個体数が減少し、絶滅の恐れがあることから、令和4年改訂の鳥取県の絶滅の恐れのある野生動植物種のリストにおいて、絶滅危惧Ⅱ類から絶滅危惧Ⅰ類に見直した。

生育地、個体数ともに極めて少なく、絶滅の危機に瀕していることから、令和4年に鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例に基づき、特定希少野生動植物種に指定した。

本事業は、本種の生育状況等の把握を行い、その結果を踏まえ、生育域における生育環境の改善や保護啓発の強化等を図るとともに、必要に応じ適切な方法による栽培による増殖を行い、分布の拡大及び個体数の増加を図ること等により、本種が安定的に存続していくことを目標とする。

なお、本事業は本種の生育状況や生育環境の変化等を踏まえ10年程度を目処に計画の見直しを行うこととする。

II. 事業の区域

県内における本種の分布域。

Ⅲ. 事業の内容

1 個体群及び生育環境の保全・管理

(1) モニタリング

本種の生育地は、個体群の衰退や環境の改変が進んでいることから、生育状況や環境改変状況に係るモニタリングを行いながら、即応的な対策を講じる。

(2) 生育地における採取の防止

本種は、その希少性から鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例に基づく特定希少野生動植物種に指定し、採取を禁止している。

この規制について積極的に周知すること等により、採取の防止を徹底する。

(3) 生育地の管理

海岸砂丘および周辺の林地の適切な管理が必要である。自生地ではイソスミレを被覆する植物の除去を含む自生環境の改善が急務。

(4) 生育地の拡大

本種の増殖は、生育地における野生個体群の維持、拡大によることを基本とする。

また、生育地の維持が困難となり、緊急避難的措置が不可避であると考えられる場合は、予め植物の専門家と協議し、科学的知見を踏まえながら、遺伝子かく乱による野生個体群の存続を脅かすことのないよう、自生地周辺の生育適地に適切に移植することを検討する。

(5) 持続的な保全・管理

現在の生育地を安定的に確保する方策を検討するとともに、種としての特徴及び環境や生物多様性における価値を周知して、地元住民等との協働による持続的な保全・管理の方策を検討する。

（６）生育地保全策の検討

長期安定的な生育地の確保が極めて重要であるため、鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例による自然生態系保全地域の指定等を検討する。

（７）保全管理体制の整備

本種は、その希少性から、これまで生育地の公開は行っていない。今後は、このような希少種についても、多くの県民への周知により、県民との協働で保全管理していく体制づくりが必要であり、そのような方向の中で保護管理体制の整備が図られていくことが望ましい。

しかし、現段階では場所を公開せずに、地元住民、有識者等からなる団体による保護管理の推進を図ることとする。栽培したものを種や条例の説明を掲示しつつ展示することも啓発活動の一例となる。

また、希少野生動植物種の保護の必要性について、できるだけ多くの県民との合意形成を目指すこととし、その過程で希少種の保護管理を担う地域住民、民間団体、地元自治体等の幅広い主体及びその相互間の協力を確保するよう努める。

2 法的規制・位置付け等

（１）鳥取県希少野生動植物の種の保護に関する条例関係

本種の個体数は著しく少なく、その分布が限られており、生育環境の急激な変化により、絶滅の危機に瀕していることから、鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例により特定希少野生動植物種に指定し、既に採取等を禁止している。

（２）関係法令等

生育地の一部は、自然公園法の特別保護地区や特別地域に指定されており、同法に基づき採取等が禁止されていることから、同法と調整を図りながら保全方策を検討する。

3 社会的支援体制の強化及び普及啓発の推進

(1) 社会的支援体制の強化

県民と協働して保護を図る必要性等の普及啓発の実施を通して、希少野生動植物保護に係るネットワークの形成を図り、県民の中から希少野生動植物の保護管理を担う人材を育成・確保するなど、保護管理基盤の強化を図る。

(2) 普及啓発の推進

本種の保護管理に関する施策の推進に際しては、県民の合意形成が必要であることから、生物多様性保全の観点から希少動植物種保護の必要性等について効果的な普及啓発を推進する。

また、将来的には保護活動への地域住民の直接的な参加を求めるなど、参加・体験学習型の普及啓発を推進する。

4 事業推進への連携体制

本種の保護管理事業の実施に当たっては、有識者、地元自治体、地域住民、土地所有者等と連携し、地域における取組団体や地域の核となる人材の育成を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。